平成２４年（フ）第８７号
鹿児島県薩摩川内市白浜町558番地14
債務者　日高　　昌
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
鹿児島県薩摩川内市平佐町4819番地１　まるしんハイツ303号、前住所鹿児島県いちき串木野市上名568番地４
債務者　有川みゆき
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
鹿児島県薩摩川内市東郷町山田3796番地６
債務者　西牟田修作
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町８番１号　折宇都住宅１号棟３号室、前住所鹿児島県薩摩川内市五代町2012番地１
債務者　室屋　善巳
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
鹿児島県薩摩川内市湯島町3606番地
債務者　新　健太郎
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
長野県岡谷市山手町２丁目19番８号
債務者　小林　広志
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第９０８号
京都府京田辺市東鍵田78番地１　ニューシティオカモト204号
債務者　沖田　大輔
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９６４号
京都市右京区西京極北大入町12番地　グランデ葛野302号
債務者　舘山樹里恵
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２１号
京都市上京区東堀川通椹木町上る五町目207番地　是空ＨＯＲＩＫＡＷＡ202号
債務者　松村　留美（債務発生時の姓岡本）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４３号
京都市伏見区横大路下三栖南郷20番地　南郷マンション西棟１号
債務者　田熊　俊介
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０９号
京都府城陽市平川中道表19番地の21
債務者　浜崎美仙こと　朴　　美仙
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９９号
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地　11棟401号
債務者　蓑方　秀吉
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１５号
京都市上京区室町通一条下る薬屋町419番地日興御所前スカイマンション管理人室、前住所名古屋市中区栄１丁目31番30号パルナス栄804号
債務者　大友　美香
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７５号
広島県呉市三条１丁目８―14―103号、住民票上の住所広島県呉市瀬戸見町２番11号
債務者　瀬古陽次郎
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１１９号
広島県呉市和庄本町４番８号
債務者　竹村　弘幸
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１２５号
広島県呉市焼山西１丁目１番13号
債務者　上野　幸代
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１３６号
宮崎県延岡市追内町652番地
債務者　河野加代子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部